令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	市報について	以前市報について回答をもらいましたが、前回と同じ内容で納得できないので再度書きます。〇〇さんの回答は受け入れられませんので上の方からの回答を求めます。 市報の人選についてですが、なぜ市の関係者でないといけないのですか？負担や日程等言い訳していますが答えになっていません。それらを説明して募集すればいいだけで自分達の仕事を盗られるのが嫌としか聞こえません。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出てるもしくは出てなくても、コロナ禍の中市役所が密になる撮影をする必要がありますか？市民に対して不必要な外出を求めてるのに・・・。 デザインについてですが、夏だから子供って誰が決めたのですか？子供のアップは必要ですか？何回も言いますが吹田の市報でしょ？吹田の公園で子供達が遊んでるところや公園でスイカを食べているところならまだ吹田の市報と分かりますが、アップはなぜ必要なのでしょうか？市報の中身を見て貰いたいから云々とありますが、それならその写真に吹田らしさを出せばいいだけではないですか？足上げおばさんは最低です。市の恥です。綜合運動場等でやればまだよかったのに、スーパーでやるなんておかしくないですか？ 前回の回答の中で市の職員の子供を撮影したいからデザインを決定している云々とありますが、私はそんなことは聞いていません。市報に吹田らしさが無いと言い、紫金山公園で撮影したなら市民に対して子供のアップではなく吹田には紫金山公園を紹介できるようにすればいいのではと言っただけです。 毎回回答を読んでると市の言うことに従えと思わせることに気づきます。なぜ市民は市報について参加できないのでしょうか？賞が目当てですか？他市みたいに絵にしたり、市民に写真を募集したりすることはできないのですか？市役所の関係者だけの人物写真なら自分達でお金出して写真集を出せばいいのではないですか？原資は税金です。職員は一歩引いて対応すべきではありませんか？ ９月号は市の政策通りの写真で良かったと思います。	人物選考及び表紙デザインにつきましては、前回までに回答いたしましたとおりです。 今後、いただきましたご意見を紙面づくりの参考にし、より吹田らしさが伝わり手に取ってもらえる市報を作成できるよう努めてまいります。	広報課	R3.9.17	R3.10.1
2	吹田市民プールの著しい老朽化	市民プールは2箇所ありますが、あまりの老朽化に驚きます。修繕ばかりではなく築年数からして建て替えをすべきと考えます。今日豊中の二ノ切プールへいったのですが、本年建替し設備が整ってました。 市の建物は、年寄り目線でなく、これからの未来を背負う子供達の為、 1.競泳コースだけでなく子供達が自由に泳げるスペースを確保した室内プールに建て替え 2.更衣室、室内プールの床の汚さ、トイレの清潔さを求めます。 3.一度豊中市の二ノ切プールを見学して下さい。同じ北摂でこんなにも違いがあるのかと驚きました。 総合的に年寄り目線だと感じています。子供達の為、一刻も早く建て替えしてほしい。	公共施設の建替えや大規模修繕につきましては、吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画に基づき維持管理していることから、早急な建替え等については難しいものと考えます。	文化スポーツ推進室	R3.9.21	R3.10.1

令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	吹田市在住の小学生に感謝	マンホールカードを収集のため、21/9/20午後、配布箇所に伺いました。（コロナワクチンは、２回接種済です。） 　アンケートに氏名を記入させるのは初めてで戸惑いましたが、アンケート内容は的確で感心しました。 　カード掲載のマンホールを現地で確認するのは、愛好者には常套のようで、「このあたり」と示された地図を見せていただき、出発。しかし、見つかりませんでした。しかし、その後、地元の小学生に声を掛けたところ、探してくれ、見つけることができました。この経緯は、私のFacebookに掲載済です。 　初対面の困っている人物に対する対応のできる小学生に対する吹田市の教育には、関心致しました。ありがとうございました。 　初めて、この地域を歩きましたが、マラソンもしている私にとっては、極めてうらやましい環境でした。周回コースがあるようですので、これに1kmごとの距離表示があれば、理想的です。取り急ぎ、お礼まで。	マンホールカードは、マンホール蓋をきっかけに下水道に関心を持っていただく事を目的として配布しています。 　本市のマンホールカードの収集とデザインマンホールに関心を持っていただきありがとうございます。 　アンケートでは、吹田市の魅力発信を兼ねた内容にしております。 　また、吹田市には他にもデザインマンホールを設置しております。詳しくは、吹田市下水道部ホームページに掲載しております。 （担当：経営室） 　平素より本市教育行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。 　貴重な御意見を賜りましたこと、感謝申し上げます。当該小学生にとっては自らの行動に誇りを持って、たいへん喜ばしいことであると思います。保護者の家庭教育の充実によるお力が大きいこととは思いますが、本市の教育活動が子どもたちに少しでも寄与できておれば幸いです。 　御意見につきましては、当室のほか、必要に応じて学校や関係部署などとも共有の上、教育行政や学校教育の参考とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 （担当：学校教育室）	経営室、学校教育室	R3.9.21	R3.10.1
4	北千里駅付近の道路で違法電動自転車が走行していたことについて	９月２８日１７時頃、吹田市北千里の自転車駐輪場Aブロック付近の車道（ピアノ池から北千里駅に向かう制限３０キロの市道）で小径車と思われる違法電動自転車（スロットルをひねると走るバイクのようなもの）が走っていました。北千里駅の一時停止の交差点に向かって進行、ナンバー等はなし。大阪市ではごくたまに見るが、ついに吹田でもこのような事案が発生しました。警察の巡回の上、検挙お願いします。最近2件不審者を通報したからか、北千里駅周辺で警察官がパトロールをしていることが多くて安心している。	警察に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R3.10.1	R3.10.1
5	公園の喫煙	千里南公園内を禁煙にしてください。公園内ベンチに座っているとタバコを吸いにくる人がいつも現れて煙がただよい不快になります。困っています、せっかく緑が多い空気の良い空間を利用してるのに残念です。他の公園では全面禁煙のところもありますから禁煙にするのは可能なのではないでしょうか？	市内の公園につきましては、健康増進法でも公園は禁煙の対象外となっていることから、禁煙とはしておりません。ただし、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮し、受動喫煙を防止する必要があることから、これまでも、周囲に人がいる場所や時間帯での喫煙をしないよう、啓発看板設置等を行っております。喫煙に関しては、利用者のマナーによるところが大きく、対応しきれないところもありますが、千里南公園に関しましても状況を確認し、啓発看板の設置を行ってまいります。	公園みどり室	R3.9.28	R3.10.4

令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	市立吹田市民病院のジェネリック医薬品の強制	9/16日から手術入院したのですが、この病院で院内処方される薬がジェネリック医薬品との説明が無く、ジェネリック医薬品に変わる薬は全部変わっているといわれました。、かかりつけの医者から貰っている薬と種類が違うので私が問い合わせて初めて知りました。手術までの3回のお薬手帳見ているはずなのですが、ジェネリック医薬品を私がなぜ引用していないのか聞く人が居ませんでした。病院の方針でジェネリック医薬品を使用しているようですが、患者には選択技がないのですか？強制的に飲用を促してきます。ジェネリック医薬品では、体調に合わない患者もいるのにおかしいと思います。一度調べて欲しいです。20年前の薬品が安いからと言って公共の病院が患者の意見を聞かないとは？患者に寄り添わない病院は初めてです。宜しくお願いします。	地方独立行政法人市立吹田市民病院では、院内処方に関しては基本的にジェネリック医薬品を採用しているため、先発医薬品を処方できない場合があると聞いております。今回の件につきましては、そのことをしっかりとお伝えし、事前に病院と相談ができていれば、他の対応策も講じることができたのかもしれません。市としては病院に対して、患者が安心して医療を受けられるよう、より一層細やかな説明を行うよう求めてまいります。	健康まちづくり室	R3.10.4	R3.10.4
7	古江台中学校の回りの道路のゴミについて	古江台中学校の周りの歩道にゴミが散乱しています。日に日にゴミが増えているように感じます。子供たちにとっても悪影響ですので早急に撤去をお願いします。	問い合わせの内容につきましては、古江台1丁目1番、古江台中学校南側の道路であると認識しています。 当該箇所については、本年9月19日に不法投棄の警告ステッカーの貼付を行い、ステッカー貼付後、一定期間が過ぎましたが未だ、不法投棄物がのこっておりましたので、本年9月30日午後に回収しました。 回収物は、布団、電子レンジ、バッテリー、石、その他家庭から出たゴミなどでした。	道路室	R3.9.30	R3.10.6

令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	片山2丁目の市道（片山町21号線）（JR西研修センターと大和大学の間）での水道工事による道路掘削に疑問が…	当該箇所は、今年の3月に吹田市が道路の舗装の劣化に伴い舗装のやり替えがされました。まだ6ケ月しか経過しないのに水道工事での道路掘削がされています。道路の繰り返しの掘削を避けるために、新舗装の場合、3年間は掘削が不可（除く緊急工事）との認識をしております。また、繰り返しの掘削を避けるために、行政では、道路・水道・下水・ガス・電気などの事業者との“埋設調整会議”が定例的に行われている筈。 今回の水道工事が、3月の時点で判明していれば、その範囲の舗装のやり替えが不要であり、無駄な工事費（税金）の支出が無かったと考えます。 また、横断歩道の劣化か所の改修ができます。 Q1；今回の水道工事の施工理由、施工内容、工事の計画は何日？ですか・・・ 工事施工に際して、予算要求が必要な事から、計画・設計・積算業務・他の埋設事業者の埋設設備の位置確認協議。続いて入札の手続き・掘削に伴う警察の許可申請手続きなどを考えると、早くに分かっていたと考えます。 Q2；今回の工事計画は、埋設調整会議に提出されていたのでしょうか？。また何故、新舗装から6ケ月しか経過しないのに道路掘削がされたのでしょうか？。 Q3；道路室では、今年の3月に道路の舗装のやり替え工事の際に、水道部の工事計画を知っておられたのでしょうか？。 もし、知っておられたのならば、水道工事で掘削される範囲の舗装工事の中止が、何故、出来なかったのでしょうか？。 ※写真は公表しておりません。	Q1 本施工では、当場所にあった水道管が老朽化のため入替えの必要となっていることから、配水管φ150mmの布設工事を行います。新設の水道管へ水を流すために、廃止になる水道管とは別の水道管へ接続します。また工事の計画は令和2年9月に行いました。 （担当：工務室） Q2 今回の水道工事の資料は令和3年度の埋設調整会議に提出しています。また、令和2年度に施工された道路室の舗装工事につきましては舗装工事施工前に道路室と協議を行い、水道工事において舗装の掘り返しを伴わないよう、交差点部を避けて舗装することで調整を行っておりました。しかし、協議段階におきましては計画のアウトラインの段階での調整であったため、その後詳細な設計を行っていく中で、他の埋設物が支障となることが判明し、離隔等工法上の理由により、水道管の接続位置が幾分か変更となったため、今回新舗装部分での施工が必要となったものです。 （担当：工務室） Q3 当該舗装工事の施工箇所について、令和2年度当初においては令和2年度における他企業体（水道部、大阪ガス等）の管埋設等工事の施工予定はなかったため、当該舗装工事を発注しました。 受注者決定後、施工に際し、令和2年12月に各企業体に工事の通知を行ったところ、水道部から、T字交差点部分（画像-2の中段の写真内の手前側の舗装が新しくない箇所）は令和3年度に水道工事を予定しているとの連絡を受けたため、当初施工範囲から連絡を受けた部分を除くよう範囲を変更し、施工しました。 （担当：道路室）	道路室、工務室	R3.9.28	R3.10.7
9	吹田市からの振込について	こちらは、吹田市にある病院で経理をしています。 毎月、吹田市からたくさん振込をしていただいています。こちらから請求をだしているのですが、タイミングが一定でないということもあり、どの振込が誰の何の分かというのが、わからないことが多く、問い合わせをします。 まず、会計課へ電話をし、〇月〇日の振込の件で…と問い合わせをし、担当部署を聞いて、転送してもらうか、担当者によって転送してもらえなければ、当該部署に連絡するという2段階必要となっています。 他の市（例えば東大阪市や群馬県）は、振込名に数字とアルファベットを入れていただいていて、6A→〇〇課という対照表が公表されています。 〇月〇日に誰分をいくら支払います。という支払通知書の発行をしていただくのが一番ですが、繁忙になると思うので、こちらからの問い合わせが一番早いのだとは思いますが、せめて他市のしているような工夫を検討していただけると幸いです。	本市の振込について、御不便をおかけして申し訳ございません。振込名義が「ｽｲﾀｼｶｲｹｲｶﾝﾘｼﾔ」となっている振込につきましては、導入しているシステムの都合上、担当室課ごとに名義を変更して振込をする方法は出来かねますので、御理解のほどよろしくお願いします。今回、頂いた御意見につきましては、今後システム改修等の機会で検討させていただきます。現在できる対応としましては、債権者登録をしている業者様に限りますが、振込日以降に支払い担当室課や支払い内容が記載された口座振込通知書をお渡しすることができます。また、事前に切手を貼った封筒をいただければ郵送も対応させていただきます。なお、口座振込通知書を発行するにあたり、事前にシステム上での設定が必要となりますので、御入用の際はお手数ですが、会計室出納担当まで御連絡いただければ詳細について御説明させていただきます。	会計室	R3.10.1	R3.10.8

令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	上山田ほのぼの公園が喫煙所になっている	近所の公園の「上山田ほのぼの公園」が喫煙所になっており、子供達が遊ぶ事が出来ず喫煙が始まると公園から追い出されている状態です。 例えば看板をつけるなり、ご対応頂けないでしょうか？ 市報で知りましたが、吹田市は「スモークフリー」を掲げて、喫煙のない街を目指していると思います。何卒何かしらご対応頂けたらと思います。	市内の公園につきましては、健康増進法でも公園は禁煙の対象外となっていることから、禁煙とはしておりません。ただし、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮し、受動喫煙を防止する必要があることから、これまでも、周囲に人がいる場所や時間帯での喫煙をしないよう、啓発看板設置等を行っております。喫煙に関しては、利用者のマナーによるところが大きく、対応しきれないところもありますが、上山田ほのぼの遊園に関しましても状況を確認し、啓発看板の設置を行ってまいります。	公園みどり室	R3.10.4	R3.10.8
11	市内での違法な歩きたばこについて（また増えてます）	９月２４日１３時５０分頃、藤白台の府営３棟集会所から府営１棟を経て５棟に向かう歩道（先の左側に下り階段、右に歩道があるところ）で上は白の半そでTシャツ、下はグレーの高齢の男が顎にマスクをしてタバコを吸っていた。職員や有志による巡回、注意お願いします。また１棟や3棟などの掲示板や歩道の電柱等に禁煙（市内全域）の張り紙お願いします。場所や時間帯が似ているのでこの前と同じ人物かもしれません。	御連絡いただきありがとうございます。また、回答が遅くなり大変申し訳ございません。 御指摘の藤白台府営住宅１棟を経て5棟に向かう歩道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R3.9.24	R3.10.11
12	ヘアサロンにおける健康増進法30条違反について	吹田市〇〇のヘアサロンの店内、レジ横と待合スペースにそれぞれ灰皿が設置されているようでした(写真参照)。健康増進法30条違反となりますので、撤去を指導願います。 ※写真は公表しておりません。	お問い合わせいただきました内容について、当該施設の管理権原者に店内の灰皿については、撤去するよう指導しました。	健康まちづくり室	R3.9.28	R3.10.12
13	インフルエンザ予防接種について	インフルエンザ予防接種の効果期間は何ヵ月ですか？いつ打つのがベストなのでしょうか？コロナの予防接種から2週間後以上経ってから打つべきと聞きましたがそうなんですか？教えていただけませんか？	インフルエンザ予防接種における予防効果の期間は、接種後2週間からおよそ5か月程度と言われています。従来の季節性インフルエンザの国内流行が通常12月末から翌年3月頃ですので、これに備えて、遅くとも12月中旬までには接種が完了するようにしていただくと良いと考えております。 また、新型コロナウイルス予防接種からインフルエンザ予防接種の間隔は2週間です。	保健センター	R3.10.8	R3.10.12

令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	ゴミ収集作業で、安全面で気になる事が有ります	パッカー車で大型ごみを収集されていますが、作業員または通行人の怪我が予想されます。⇒下記に3つの事例。 1ー事務用の椅子5脚が集積場に。椅子をパッカー車の投入口に入れて、暫らくした時に「パキーン」と音がして椅子のキャスターが、弾け飛び路面に落下。画像では、投入口に脚を乗せておられ、万が一の場合は顔面負傷の可能性も。 2ー木製のタンスをパッカー車の投入口に押し込んでおられましたが、「バキ・バキッ」と音がしていました。 　投入時に、タンスが破損して破片が道路上に落ちた時に、後始末がし易い様に取入口の下の道路に、廃棄品の毛布のようなものを敷いておられます。 　⇒投入時に、木片や金具類が弾け飛ぶことが有る…と考えられます。 3ー自転車をパッカー車の投入口に入れておられましたが、投入時に、金具類が弾け飛ぶことが有る…と考えられます。 Q1；上記の3例のように、大型ごみの破片が弾け飛んだ時に、作業員や通行人が怪我をされる危険性があります。 ・大型ごみを収集する場合、パッカー車では無く、画像ー5のようなトラックに積み込む方法が良いと考えます。 　ガラスが入った食器棚や本箱は、どうされているのでしょうか？ ・吹田市では、大型ごみの収集時の安全作業を考えたルールの有無？。また委託業者との契約はどのようにされているのでしょうか？ 　※万が一、負傷事故が発生した場合は、“労災事故”に。また、吹田市は委託契約の中で安全面での作業ルールが明記されていない場合は、“安全配慮義務違反”に問われる事になると、思います。 【燃焼ごみ】 Q2；燃焼ごみのビニール袋をパッカー車の投入口に入れた時に、時々、破裂して内容物が飛び散る事やカラスがビニール袋を破ってゴミが散らかっている事が有ります。コロナ禍で自宅療養者がおられる中、感染者が使用した可能性がある使用済みのマスクや手袋などが飛び散る事が、テレビで放映されていました。 　⇒作業員の方でマスクを着用されていない方が、おられます。吹田市では委託業者の方にどのように指導されていますか？ 　※以前、清掃職員がクラスター感染、自宅療養者増で可燃ごみ収集「不安」の報道がりました。 Q3；作業員の方が、運転手を兼ねておられて、一人作業の時が有ります。委託業者との契約はどのようになっているのでしょうか？ 【パッカー車でのコロナの注意喚起のアナウンス】⇒コロナ担当の部所の方への質問です。 Q4；アナウンスが、されていない事が、９月に3回ありました。アナウンスについて、委託業者との契約で料金の発生の有無は？ Q5；アナウンスの内容は「緊急事態宣言が…［中略］“マスクの着用を”…」が有りますが、作業員の方にマスクを着用されていない方がおられて、市民から見れば違和感が有ります。 ※写真は公表しておりません。	A1・大型複雑ごみをプレスパッカー車ではなくトラックで収集すると、一度に回収できるごみの量が限られてしまい、収集に時間を要し収集日当日にすべてのごみを回収することが困難となります。また大型複雑ごみ以外の燃焼ごみ等の収集時間にも影響を及ぼし市民の皆様に多大なるご迷惑をお掛けする事になるため、以下のような安全対策を実施し収集するように指導を行っていますが、さらなる指導の徹底を図ってまいります。 　委託契約書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法等の関係法令を遵守するように記載しています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、廃棄物を収集する際の基準等が規定されており、その基準に沿って収集作業を行っています。また、ガラス等の混製品については、ガラス部に収集車の回転板があたらないように工夫することや、できる限り回転板内に収めるなど、飛散しないよう作業をするように指導を行っています。さらに収集車両の周囲に通行人等がいる場合は、回転板を停止し周囲の安全確認後に作業を再開するように指導を行っていますが、さらなる指導の徹底を図ります。 A2　作業の特性上強い負荷を伴うごみ収集業務においては、体調面などを考慮し、マスクを外して作業を行う場合があります。 　ごみ収集におけるマスクの着用についての詳細は、市ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただくようよろしくお願いいたします。 A3　家庭系一般廃棄物収集運搬の委託契約については必ず二人以上乗車するよう仕様書に明記しており、一人で収集作業が行われていた収集車両につきましては、事業系一般廃棄物の収集車両と思われます。 A4　アナウンスにつきましては、担当室課より事業課へ依頼を受け委託業者へ放送の協力を依頼しています。契約料の発生はございません。 　アナウンスによる啓発を確実に行うよう指導いたします。また、車載機材により放送しかねる場合もありますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。 A5　担当部署は広報課になります。担当課へはごみ収集車での広報内容について考慮し変更するよう依頼いたしました。	事業課	R3.10.4	R3.10.13
15	市内での歩きタバコについて	９月２９日午前5時50分頃、北千里駅から南に向かったところの藤白台３－１－5の府営住宅付近の歩道（制限30キロの車道のところ）の北千里方面で上は縞模様、下は黒のズボンの男が歩きタバコをしていた。職員等の巡回の上、注意お願いします。また朝に増えています。	新型コロナウイルス感染症の影響により十分な指導員活動が実施できておりませんが、御指摘の藤白台３－１－５の府営住宅付近の歩道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 　また、府営住宅3棟の自転車駐輪場につきましては、私有地となりますので、条例違反にはあたりません。	環境政策室	R3.9.29	R3.10.14
16	藤白台の府営3棟駐輪場でタバコの吸い殻が落ちていたことについて	９月３０日、吹田市藤白台府営3棟の自転車駐輪場でタバコの吸い殻が2本落ちていました。これは違法な歩きタバコが行われたことの証拠です。職員等の巡回の上、注意お願いします。	新型コロナウイルス感染症の影響により十分な指導員活動が実施できておりませんが、御指摘の藤白台３－１－５の府営住宅付近の歩道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 　また、府営住宅3棟の自転車駐輪場につきましては、私有地となりますので、条例違反にはあたりません。以上、御理解くださいますようお願いいたします。	環境政策室	R3.10.1	R3.10.14

令和3年度（2021年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	市報について	回答をいただきましたが、やはり納得できません。今回役職が上の方のでしたが、前回と同じだからと言い短すぎます。市民の意見を軽視しているのですか？あなた方は批判されると必ず挑発と取れるように再演しますね。10月号の市報についてですが、やはり納得できません。あなた方は批判されると意見を聞きませんね？図書館で女性が本を読んでいますが、この女性は市の関係者ですか？この写真は価値観の押し付けに感じます。なぜ女性が必要なのですか？男性でもいいし、二人でもいいのではないですか？そして、いつも思うのですが表紙の下側に場所の表記があってもいいのではないでしょうか？コロナ禍で人物を使わない方法もあるのではないですか？人物を使うなら市民に対しても門戸を開くべきです。あなた方の写真集ではありません。賞が欲しいなら他のことでやってください。	市報10月号の表紙につきましては、読書の秋をテーマに本の楽しみを再確認してもらえるよう、図書館で施設利用者にご協力いただき撮影しました。 撮影場所につきましては、場所だけでなく撮影意図をお伝えするために5ページの目次で掲載しています。 いただきましたご意見を参考に今後の市報作成に努めてまいります。	広報課	R3.10.4	R3.10.15
18	マイナビ転職フェア大阪担当者の杜撰な対応	本日、当該イベントで貴市のブースに立ち寄りました。 その時は、説明が始まっていたので女性担当者(40代?)が「次の3時の説明回の頃合いを見て来て下さい。」から言われ別の場所で待っていました。 7、8分前に立ち寄ると、「ブース前で待たないで下さい。」と言われまた別の場所で待たされました。開始数分前にもう一度行くと、「定員オーバー」で参加できませんでした。イベントの案内には、定員等も書いていませんでした。客観的に見ると、無計画で杜撰なブースだと思います。 しっかりとした説明をして頂きますようお願いいたします。	この度は、マイナビ転職フェアで本市ブースにお越しいただいたにもかかわらず、参加人数の制限等により、大変ご迷惑をおかけしました。 今回の状況をイベント主催者と情報共有し、今後、同イベントにブースを出展する場合には、人数制限やお待ちいただくスペースなどの情報をどのように参加者の皆様に周知していくか、当日の運営で改善できるところはないかなど、イベント主催者との事前調整に努めてまいりたいと考えております。 ご希望があれば、イベント当日にブースで行った説明を個別にさせていただきます。よろしくお願いいたします。	人事室	R3.10.4	R3.10.15
19	南千里駅前広場での喫煙について	10月3日18時頃、南千里駅前の広場で上は緑の服の中年男が喫煙していた。迷惑行為なので市職員等の巡回の上、注意お願いします。	新型コロナウイルス感染症の影響により十分な指導員活動が実施できておりませんが、御指摘の南千里駅前の広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R3.10.4	R3.10.15

令和3年度（2021年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	スモークフリー	たばこの煙のない街の実現とは？喫煙者を無くすと解釈します。巷が言うのは勝手です。市が大々的には公平性ではありません。表面上綺麗に聞こえますが喫煙者は必ずいます。さて、その人達どこで吸うのでしょうか？裏路地、歩きながら？公平に喫煙所を設けてください。タバコ税が少なくとも皆さんのお役にたっているはずです。喫煙者にも権利はあるはずです。スモークフリーすいたで喫煙者を追い込まないでください。	本市では、望まない受動喫煙を防止するとともに、喫煙者御本人も喫煙により健康を害することから守るため、「スモークフリーシティ・すいた」の実現を目指しています。 過度な規制を設けるものではなく、市民の皆さまの健康の保持・増進のため、禁煙支援をはじめとした健康づくりへの支援を行っております。 全ての方が健康で安心して暮らせるまちを目指して、スモークフリーシティ・すいたの取組を進めてまいりますので、何卒御理解賜りますようお願いいたします。 （担当：健康まちづくり室） 喫煙所に係る内容につきましては、環境部環境政策室から回答いたします。 本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きたばこを禁止しております。 また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域（阪急吹田駅周辺など市内9ヵ所）を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区（以下、「重点地区等」と省略します。）に指定しており、各エリア内に市指定喫煙所一覧のとおり、市内6箇所に喫煙所を設けて、利用していただいているところです。 また、重点地区等に指定していないエリアでの喫煙につきましては、通行の妨げとならない場所で立ち止まり、吸い殻入れの使用をお願いしているところです。 一方で、本市はスモークフリーシティの実現に向けて、全庁挙げて取組を進めているところでございますので、今後、新たな場所に喫煙所を設けていくことにつきましては、現時点では検討しておりません。 市指定喫煙所一覧 1.江坂公園 2.豊津公園 3.JR吹田駅北口 4.JR岸辺駅南口 5.阪急南千里駅歩道橋下 6.JR南吹田駅高架下 重点地区等指定箇所一覧 1.地下鉄江坂駅周辺 2. JR吹田駅周辺 3.阪急北千里駅周辺 4.阪急関大前駅周辺 5.阪急南千里駅周辺 6.JR岸辺駅高架下 7.大阪モノレール万博記念公園駅周辺 8.阪急吹田駅周辺 9.JR南吹田駅周辺 （担当：環境政策室）	健康まちづくり室、環境政策室	R3.10.1	R3.10.18
21	市民のPCR検査無料化のお願い	以前吹田市に泉佐野市のような市民無料のPCR検査場を作ってほしいとお願いしたところ検討しないと返事頂きましたが、泉佐野市は新大阪にある民間のPCRセンターに行っても「泉佐野市民は無料です」と張り紙ありましたし、寝屋川市も月2回までは市民のPCRを無料にするそうです。検査場を作らなくても無料化はできますしワクチン打てない方の陰性証明にPCRは要りますし是非吹田市でもPCRの無料化に取り組んで下さい。後藤市長の決断力に期待しています。	市民のPCR検査につきまして、有症状の方に対して検査を行う医療機関は感染流行当初に比べ格段に増えており、医師が必要と判断した際には地域の身近な医療機関で保険診療（検査費用のみ公費負担）として受検できる環境が整備されていると認識しております。 無症状の方に対する検査につきましては基本的には本人負担と考えておりますが、今後の国の動向を注視してまいります。	地域保健課	R3.10.4	R3.10.18

令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	見栄えが悪い、旧市民病院の看板ー2か所ならびに詐欺防止の幟ー2か所の撤去のお願い	1ー旧市民病院が移転後、3年近くになりますが、未だに病院へのアクセスの案内看板が。中途半端な文字の消込で、見栄えが悪いです。 　信号待ちで停車の時に、目障りですので撤去願います。なお、掲示されているフェンスは、JR西のものと思われます。 2ー詐欺防止の幟が経年により破損、現在はポールのみで加えて、ポールの取り付け部が外れて傾斜。 　台風などの強風時に、吹き飛んで人身災害の危険性が有ります。ポールの頂部には、幟の支持用の針金も危険です。 3ー詐欺防止の幟がフェンスに掲示されていますが、経年により破損・劣化。見栄えが悪いので撤去願います。 Q；詐欺防止の幟の設置・維持管理の責任者は、誰になりますか？。また、この幟は、屋外広告物規制の対象となるのか確認を願います。 　屋外広告物の条例は、環境面での見栄えと安全管理を目的とされていると思っております。今後の取付方法と、維持管理をどのようにされますか？ ※参考画像ー4；数年前の台風時に市役所での幟が強風により破損。またポール上部が千切れて吹き飛ばされていました。 ※写真は公表しておりません。	1 　本件につきまして、市立吹田市民病院へ伝え、すぐに案内看板を撤去していただきました。 　今後、同様のことがないよう、市民病院へお伝えしております。 （担当：健康まちづくり室） 2、3 　以下のように対応しました。 ＜添付画像2・3・4＞ 　現地を確認しましたが、当該広告物は既に除却済みでした。 （担当：都市計画室） Q 　添付いただいた画像2及び3の広告物については、設置者、管理責任者を特定することができませんでした。また、画像4の設置者は吹田市です。 　当該広告物は吹田市屋外広告物条例の規制対象であり、著しく破損したもの、老朽化したもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるものなどは「禁止広告物」に該当します。このような広告物に関しては、補修、除却その他必要な措置を行うよう指導し、本市の屋外広告物についても良好な状態に保持してまいります。 （担当：都市計画室） ※写真は公表しておりません。	健康まちづくり室、都市計画室	R3.10.7	R3.10.18

令和3年度（2021年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	集合住宅などの受動喫煙トラブル	以前も相談いたしました。 集合住宅などにおける受動喫煙の相談でチラシも市の方でつくっていただいた事、本当にありがたく思っております。ですが、何ヶ月たっても改善はされません。 東京都のように受動喫煙で困っている場合　警察が介入できるようにしていただきたい。このままでは子供を守ることができません。皆が皆、すぐに引っ越しができるわけではなく、本当に日々困っております。受動喫煙の原因を作っている隣人は事もあろうか、マンションの玄関先やエレベーターホールなどで、遭遇した際こちらに暴言を吐く始末です。子供もその隣人に怯えています。暴言を吐くのは日本人らしき男性と結婚した外国人の女性です。 隣人夫婦2人が共にタバコを吸うため、ベランダ側や廊下から　猛烈に毎日のように部屋に有害が入り込みます。換気ができない。こんなコロナである時期なのに。あげくにすれ違い際に暴言を吐いてくる始末です。子供も何度となく睨まれています。同じ小学校の低学年の保護者です。今年3月に越してきてずっと、吸い続けています。マンションにはチラシも貼っており、自治会からも配慮のおねがい等がありましたが、権利じゃ。ごちゃごちゃいうな。お前が出て行けなど。母親である外国人の女性がそのような態度です。 他者危害者が、被害者に対して暴言を吐く。子供の肺機能を低下させる。綺麗な空気を吸う権利を奪う。すれ違い際に睨み、子供へも威嚇する。受忍限度の範囲を超える案件ではないでしょうか。 吹田市は喫煙問題には力をいれているはずです。大阪府住宅供給公社の物件など、まずは　府や市の息のかかる外郭団体のところから禁煙マンションにしていただきたい。 喫煙所ばかり、減らしても住宅における受動喫煙は増えるばかりです。その点にスポットをあてていただきたい。	居住空間での喫煙についての市作成チラシの全戸配付、掲示板への掲示の実施について、施設管理者に確認いたしました。近隣の方からのたばこの煙により日々苦慮されており、前回同様の回答しかできないのが大変心苦しいのですが、現在の健康増進法におきましては、屋外における近隣の方からのたばこの煙に対する規制は法の対象外となっており、行政としてはこれ以上の対応が難しいのが現状でございます。 しかしながら、喫煙者本人の健康を守り、望まない受動喫煙を防止するため、本市では「スモークフリーシティ・すいた」の実現を目指し、段階的に取組を推進しているところです。今後も受動喫煙防止や禁煙支援に向け、関係部局と連携しながら市ホームページやチラシ、SNSを活用し、より多くの市民の方への周知啓発を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。	健康まちづくり室	R3.10.5	R3.10.19
24	〇〇通りの〇〇たばこ店屋外喫煙所	吹田市〇〇の〇〇たばこ店は屋外喫煙所を設置しているが、受動喫煙対策のセパレーション等は何も設置されていない。 通りの反対側を歩いてもタバコの煙・臭いが届いている。 受動喫煙対策を実施するように働きかけて欲しい。	当該たばこ店に令和3年10月18日現地確認をしました。御指摘いただきました場所における喫煙については屋外のため、現在の健康増進法の規制対象外となり、行政としましては指導等の対応は困難でございます。しかしながら、直接店主と話をし、受動喫煙防止のための配慮ができないかお話しましたところ、ポイ捨て禁止、広がって喫煙しない等のチラシを掲示し注意喚起を既に実施しているとのことであり、引き続き喫煙者のマナー向上に向けた周知を行うとのことでした。マナー向上のためのチラシについては、本市作成のものも掲示いただけるとのことで、今後お渡しする予定です。なお、御意見をいただいていましたセパレーションにつきましては、今後〇〇からの支援を受け、仕切りのある屋外喫煙所の設置を検討されているとのことでした。 法の対象外によるたばこの煙により困っておられる方々の実情を踏まえ、引き続き望まない受動喫煙を防止するため啓発を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。	健康まちづくり室	R3.10.7	R3.10.19

令和3年度（2021年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	市の緑化植栽剪定に関して	私の家族は、春先と秋の頃花粉症で大変な思いをしております。公園や緑地帯には、キンモクセイや杉を植えないようお願いします。今頃の秋は、雑草の花粉症で鼻水くしゃみ目の炎症で苦慮している所にキンモクセイの強い匂いで重篤化します、発熱する時も有り窓jは開けられません。春はスギ花粉ヒノキ花粉で苦しんでおります。花粉症は多くの方が発症されています。今後は、花の匂いのキツイ樹木や花等は植えないようにして下さい。公共的な場所の植栽は地域の住民の健康に配慮して下さい。出来れば南千里公園、南千里駅横、市役所南千里庁舎道路向かい緑地のキンモクセイを減らしてください。花の香りや匂いは、個人間の好き嫌いが有ります、健康にも影響が有ると思います、また、花粉症原因と言われている杉等も植えないようお願いします。	市内の公園等に植栽されている樹種の選定につきましては、植栽する場所や目的、その時代の流行等から様々なものが植えられており、今回御指摘のキンモクセイも、花が咲いて匂いがすることから、街に季節感や彩りを演出するために多く植えられていたこともあったかと思います。直ちに伐採したり、植え替えしたりすることはできませんが、昨今は化学物質過敏症や香害という言葉も認知されてきていることから、今後の樹種選定には配慮が必要だと考えております。 （担当：公園みどり室） 南千里駅横（南千里駅改札前デッキ）にあるキンモクセイの本数を直ちに減らすことはできませんが、今後捕植等する場合には樹種等考慮いたします。 （担当：千里出張所） 市内の道路等に植栽されている樹種の選定につきましては、植栽する場所や目的、その時代の流行等から様々なものが植えられており、今回御指摘のキンモクセイも花が咲き特有の匂いがすることから、街に季節感や彩りを演出するために植えられたと考えられます。ただ、直ちに伐採したり、植え替えたりすることは出来ませんが、アレルギー症状が起こるということから、今後の樹種選定には配慮が必要だと考えております。 （担当：道路室）	千里出張所、道路室、公園みどり室	R3.10.11	R3.10.19
26	令和4年度の保育所一斉申込について	私は認可保育園に空きがなく、認可外保育園に子供を預け働いています。今の保育園は素敵でありがたいですが、認可保育園利用時の3倍以上の利用料が必要で、遠方で急勾配の坂を自転車で20分かけ通っています。フルタイムでの仕事復帰は叶わず時短です。その中で令和4年度の保育所一斉入所を申込もうとしておりますが、現在妊娠が発覚し、順調にすすめば5月頃に出産、4月中には産休に入る予定です。ですが、市の窓口に問い合わせると4月に1日でも産休があれば、利用調整時の点数が“就労”ではなく“出産妊娠”となり点数が半減するとのこと。 半減するとなると希望保育園入所はとても難しいことは分かっています。しかしながら今のまま3倍の利用料を払っていくのは困難で、臨月出産直後の保育園送迎も困難です。 家庭保育からの預け入れではなく、保育園利用していての出産のタイミングが重なっただけで、就労としてみてもらえないのはとても悲しいです。 今まで通りで個別対応は一切しない。のか検討の余地ありなのか回答いただきたいです。	保育の申込みにおける「就労」の要件は、国が「一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」と定めており、吹田市では、「64時間以上として週4日以上、一日4時間以上の労働すること。」と定めております。また、この条件での就労が前提で、一月の半分以上を実際就労する場合は、その月の初日から「就労」要件として認定します。 一方で、「妊娠・出産」要件の期間の始まりは、国が「効力発生日から～」と定めており、吹田市では、「出産予定日の８週間前の日が属する月の初日から～」と定めております。 労働基準法第65条に基づくと、産前は6週間で、労働者が請求した場合に就業させてはならない期間となります。ご意見の中では5月頃にご出産予定で、4月中には産休に入られるとのことです。産休を取られる前提で申しますと、4月中は一月の半分以上を実際に就労されないことになりますので、「妊娠・出産」要件での認定となり、利用調整もその指数で行います。 逆で申しますと、出産前でも一月の半分以上を実際に就労されることになると「就労」要件での認定が可能となります。しかし、産前のお体へのご負担を考えますと保育所等の申込みのためにご無理をされることはお勧めいたしません。 最終的には、産前休業をいつから取られるかはお母様のご判断となりますので、当室としましては、制度上、４月に実際半月以上就労されるかどうかで「就労」要件での認定可否を判断いたします。	保育幼稚園室	R3.10.12	R3.10.19

令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	30歳代健康診査の受診券が郵送されないことについて	30歳代健康診査の受診券が郵送されていません。去年までは毎年発送されていました。忙しかったりで受診できてないので今年は受診しようと思ったところ、今度は受診券が来ません。一体どうなっているのでしょうか？30代は全員受けれるんですよね？ちなみに社会保険の扶養です。	令和2年度までは、当該年度にて30～39歳になられる方、全員に30歳代健康診査の勧奨はがきを送付しておりましたが、令和3年度からLINEセグメント配信による受診勧奨や健診やがん検診についてわかりやすく説明した各種健診・検診ガイド（冊子）を全戸配布するなど勧奨方法を変更しており、勧奨はがきについては、当該年度の誕生日で30歳となる方へのみ、誕生日の前月末に送付しております。 30歳代健康診査等は、勧奨はがきがお手元になくても受診できますので、吹田市協力医療機関に直接予約の上、受診していただきますようよろしくお願いいたします。 受診票は、各医療機関に設置しています。 なお、今後の健（検）診は、吹田市LINE公式アカウントを「友達追加」して登録していただくと健(検)診の案内がLINEで届くようになります。 案内通知設定につきましては、下記の方法で設定をお願いいたします。 1）「LINE」アプリをスマートフォン等にインストールした後、吹田市LINE公式アカウントを「友達追加」してください。 2）吹田市LINE公式アカウントメニュー画面内の[受信設定]>内容・注意事項等を確認し[許可する]>[健康・医療・福祉]>[検診・健診・予防接種]を選択、誕生日を入力し[登録]で設定は完了です。設定した誕生日に基づき、受けられる健(検)診の案内が誕生月の1日にLINEで届くようになります。	保健センター	R3.10.13	R3.10.19
28	コロナワクチンの健康被害救済制度について	コロナワクチン摂取において健康被害をうけた際の救済制度を利用しようと、担当窓口の保健センターにご連絡いたしました。 すると、症状等経過を聞き取るよりもまず最初に、手続きが煩雑だ、認められるとは限らない、判断が降りるまでの期間が1年半から2年かかる、医療費がかえってくるものではない、など申請をとどまるよう勧めるような発言をされました。 認められない可能性があるのは承知の上申請はする旨伝えて、後日連絡いただけるとのことだったので、連絡先をお伝えしてその日は終りました。 しかし、一週間待ってもなんのご連絡もなかったので、必要書類等を知りたくてこちらから再度ご連絡しました。 お電話をとってくださった方に、軽く経緯と必要書類を知りたい旨お伝えしたところ、再度重症じゃなければ認められませんけど申請するんですかといわれました。再度認められない可能性があるのは承知の上、申請はしますとお伝えしたところ、わかる方に繋いでいただき、必要書類を教えていただきました。 貴市もリンクを貼られている厚生労働省のサイト等を拝見し調べたところ、申請受理からの処理期間の目安は12ヶ月程度であり、因果関係の有無は問題になりますが、軽症だと認められないとの一文は見当たりませんでした。 医療費の自己負担分についても認められた場合は支給されるものかと思いますが違うのでしょうか。 事実を過大に伝えすぎではないでしょうか。 また、電話がないからと電話してきた相手に、経緯を確認するより先に、再度申請意思の確認をする必要性が私にはわかりかねます。 ご対応してくださった皆さんが同じようなご対応なので、理由は分かりませんが、貴市では何としてでもこの制度を利用させたくないんだなと捉えています。 リスクがある中、接種を決めたのは自分なので、仕方ないとは思っていますし、このご時世大変なのは重々承知していますが、用意されている制度を利用するのは、そんなにいけないですか。 申請してもなんだかんだ理由をつけて受理していただけないのかなと不安に思ってしまいます。	この度は、予防接種健康被害救済制度の申請に際し、ご不快な思いをお掛けしまして、誠に申し訳ありません。また、書類の送付時期が通常よりも遅くなってしまったことを重ねてお詫び申し上げます。 保健センターでは、市民の方より予防接種健康被害救済制度のご相談があった場合、ご本人様もしくはご家族様のご理解・ご了承を得た上で手続きが進められるよう、国が個別に審査し、予防接種との因果関係が認められた場合にのみ給付が行われることや、いくつかの必要書類を入手していただくこと等、手続きが煩雑であること、必要書類の入手にかかる費用の補助はないこと、また、認定の有無に関する結果が分かるまでに年単位で時間を要すること等、丁寧な説明に努めております。 今回は、その説明が何度も繰り返されることにより、ご不安な思いにさせてしまいましたので、今後はご相談があった際には同じ担当者が対応するなど、申請された方に不快な思いをさせないよう留意してまいります。	保健センター	R3.10.14	R3.10.21

令和3年度（2021年度）　市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	市役所での献血時の駐車サービスの対応について	8/31に市役所の献血バスで献血後に駐車サービスを受けようとしたら、7階で受け付けていると申し訳なさそうに言われた。仕方なく7階まで出向くと当該課では職員3、4名が雑談している様子で、彼らより遠い位置の職員がサービス券を発行してくれたが、本当に献血したかどうか値踏みされたと感じられた。日赤の方々はこちらが恐縮するほど丁寧で、献血の善意を無駄にしない気概に満ちていたのに比べて、市役所の対応は全くなっていない。献血受付付近で駐車サービスを提供すれば済む話だが、職員1名を常駐させる余裕もないのか。	〇〇様、ご指摘ありがとうございました。この度は、駐車サービス券の発行対応にあたり、ご不便・ご不快な思いをさせてしまいましたことをお詫び申し上げます。 今後、さらに市民の皆様が気持ちよく献血にご協力いただけるような接遇に努めますとともに、血液センターのスタッフ等にお声かけいただきましたら、当室までお越しいただくことなく対応できるよう改善してまいります。	福祉総務室	R3.10.14	R3.10.28
30	ガードレール設置要望	宇野辺駅から万博公園駅の間の中央環状線沿いの歩道（モノレールの線路の真下）に、数百メートル何故かガードレールが途切れている所が、ありますが何故ですか？中央環状線の車は、100キロ近くスピードを出し車線変更も頻繁にされてます。この歩道を通る度に命の危険を感じます。せめてガードレールを付けて下さい。3年ほど前に、その歩道のガードレールが復活した辺りで車が180度回転しガードレールに突っ込んでいた事故を目の当たりにしました。巻き込み事故が起きてからでは遅いのではないでしょうか？	該当箇所は府道であり、大阪府茨木土木事務所が所管しておりますので、 茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R3.10.28	R3.10.28
31	続・見栄えが悪い、特殊詐欺防止の幟ー2か所の撤去のお願い	吹田市から回答を頂きましたが、疑問点が有ります。 【10／18市回答】現地を確認しましたが、当該広告物は既に除却済みで、設置者、管理責任者を特定することができませんでした。 ・投稿前の10／2に現地確認済み（撮影画像2の右下と画像3）です。急な除却は考えられないので、市の誰かが内部で連絡をされたのかも・・・ 添付画像ポール参照 ・吹田市のHPで“特殊詐欺”で検索すると、“市民部・市民総務室”が、特殊詐欺に注意！のサイトが有ります。 ⇒参考画像を添付しておきます（撮影；2019年2月15日）。※特殊詐欺防止の幟には、「吹田市・吹田防犯協会・吹田警察」の文字が有ります。※投稿画像と同一場所 ⇒幟の設置時の稟議書（2018年度）に、設置者・設置場所・設置方法などが記載されていると思います。 ・⇒吹田市域で他の箇所でも、今回投稿したような不安全・見栄えが悪くなっていると考えられますので、善処願います。 ※併せて、屋外広告物の条例に該当することから、今後の掲示方法の検討も、お願いします。 ※写真は公表しておりません。	1 確認しましたが、除却した者等を特定することはできませんでした。 （担当：都市計画室） 2 特殊詐欺防止ののぼり旗の管理については、設置者に必要な補修を含め、適切な管理を行うよう周知・指導を行ってまいります。 （担当：危機管理室） 3 著しく破損したもの、老朽化したもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるものなど、吹田市屋外広告物条例に違反する広告物に関しては、補修、除却その他必要な措置を行うよう指導してまいります。 （担当：都市計画室）	危機管理室、都市計画室	R3.10.22	R3.10.29